

廃棄物減量等推進員さんの指示にご協力ください

田原市では、地区内のごみステーションにおいて、ごみ出しルール・マナーの指導を廃棄物減量等推進員さんに委嘱しています。ごみの出し方等については、推進員さんの指示にご協力をお願いします。

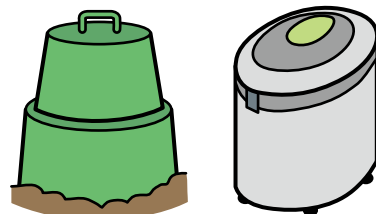
生ごみ処理容器 電気生ごみ処理機の購入に補助金が出ます

家庭から出る生ごみの自家処理を推進するため、生ごみ処理容器等を設置した家庭に市から補助金を交付します。

補助率…購入金額の2分の1以内

補助限度…生ごみ処理容器(1世帯2基まで): (市内で購入時) 3,500円/基
(市外で購入時) 3,000円/基

電気生ごみ処理機(1世帯1台まで): (市内で購入時) 3万円/台
(市外で購入時) 2万円/台



対象者…市内に住所を有し、市税等に滞納がない方

申請期限…購入後、当該年度の3月31日までに申請してください。申請には、印鑑、振込先のわかるもの、商品の領収書(氏名及び商品の型番が確認できるもの。レシート不可)が必要です。

電気生ごみ処理機を貸し出します

電気生ごみ処理機を購入する前に効果等を試したいという方に対して、無料で貸出しを行っています。

貸出期間…原則4週間以内(1世帯につき1台、1回限り)

貸出条件…①市内に住所を有し、屋内に処理機の設置場所があること。

②処理機の受け取り及び返却が自分でできること。

③処理機の電気代を負担すること。

④処理機についてのアンケート調査にご協力いただけること。

貸出方法…事前に廃棄物対策課に電話し、予約をしてください。その際に必要な手続き等を説明します。

貸出機種…2~4人家庭用(最大処理量 1回約1.0kgまで) 寸法▶幅268×奥行365×高さ470mm 本体重量▶約11kg

2~6人家庭用(最大処理量 1回約2.0kgまで) 寸法▶幅268×奥行365×高さ550mm 本体重量▶約12kg

屋外焼却行為は法律で禁止されています

注意:違法な焼却行為をした場合、5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金、もしくはその両方が科せられる場合があります。

ダイオキシン類発生抑制と廃棄物の適正処理の観点から、キャンプファイヤー・バーベキュー等の一部の例外を除いて、廃棄物の焼却行為は原則禁止されています。家庭ごみは、ごみ分別ルールに従って分別してごみステーションへ出してください。

ごみの焼却行為は、基準を満たす焼却炉以外は使用することはできません。



ごみの不法投棄は法律で禁止されています

注意:みだりにごみを捨てた場合、5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金、もしくはその両方が科せられる場合があります。

ごみの不法投棄は、たとえ少量であっても犯罪です。土地や建物の所有者(管理者)は日頃から不法投棄されないよう適正な維持管理に努めていただくとともに、不法投棄をしない・させない環境づくりに地域をあげて協力をお願いします。

投棄者が不明の場合は、土地所有者(管理者)に片付けていただくことになります。

